**○厚生労働省告示第百六十一号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第四項（同法第八十五条第九項、第八十六条第十二項及び第十三項、第百十条第七項並びに第百四十九条において準用する場合を含む。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第四項（同法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養（平成十八年厚生労働省告示第百四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧介護保険法」という。）」に、「同法第七条第三項」を「介護保険法第七条第三項」に、「同法第四十八条第一項」を「旧介護保険法第四十八条第一項」に改め、第二号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に、「診療所の病室のうち、患者の性別ごとに各一つの病室（当該病室の病床数が四を超える場合においては、当該病室のうち四病床に限る。）を定め」を「診療所の病室（療養病棟にあっては、患者の性別ごとに各一つの病室（当該病室の病床数が四を超える場合においては、当該病室のうち四病床に限る。）に限る。）のうち」に、「届け出た場合」を「届け出たもの」に改め、「について、当該届け出た病室」を削り、第三号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改める。

**○厚生労働省告示第百六十二号**

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第六号の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、平成二十四年三月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

「イ　区分番号Ｃ００６に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
ロ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ハ　区分番号Ｃ００９に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料
ニ　区分番号Ｃ０１０に掲げる在宅患者連携指導料」

別表第一の上欄第一号の項中

「イ　区分番号Ｃ００６に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
ロ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ハ　区分番号Ｃ００９に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料
ニ　区分番号Ｃ０１０に掲げる在宅患者連携指導料」

を

「イ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ロ　区分番号Ｃ００９に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料
ハ　区分番号Ｃ０１０に掲げる在宅患者連携指導料」

に改め、同表の上欄第二号の項から同表の上欄第四号の項までを次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二　指定介護療養施設サービスを行う療養病床等（療養病床のうちその一部につて専ら要介護者を入院させるものにあっては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。） | 次に掲げる点数が算定されるべき療養<br>一　別表第一第1章第2部に規定する点数<br>二　別表第一第2章に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>イ　区分番号Ｂ００５―３―２に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(Ⅲ)<br>ロ　区分番号Ｂ００５―６―２に掲げるがん治療連携指導料<br>ハ　区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料（療養病棟に入院している患者に係るものを除く。）<br>ニ　区分番号Ｂ００５―７―２に掲げる認知症療養指導料（療養病棟に入院している患者に係るものを除く。）<br>ホ　区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注10から注12までに掲げる場合に限る。）<br>ヘ　第2部に規定する点数<br>ト　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法<br>チ　区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法リ　区分番号Ｉ００８―２に掲げる精神科ショート・ケア（注5に係る場合を除く。）<br>ヌ　区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注5に係る場合を除く。）<br>三　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>イ　区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料<br>ロ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料<br>ハ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料<br>ニ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料<br>四　別表第三区分番号１５の４に掲げる退院時共同指導料 |
| 三　次に掲げる患者<br>イ　介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者<br>ロ　短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者 | 次に掲げる療養<br>一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの(1)から(4)までの注10又はロの(1)及び(2)の注7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）<br>イ　別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>①　区分番号Ｂ００１の10に掲げる入院栄養食事指導料<br>②　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１<br>③　区分番号Ｂ００５に掲げる退院時共同指導料２<br>④　区分番号Ｂ００５―１―２に掲げる介護支援連携指導料<br>⑤　区分番号Ｂ００５―２に掲げる地域連携診療計画管理料<br>⑥　区分番号Ｂ００５―３に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)<br>⑦　区分番号Ｂ００５―３―２に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(Ⅲ)<br>⑧　区分番号Ｂ００５―６に掲げるがん治療連携計画策定料<br>⑨　区分番号Ｂ００５―６―２に掲げるがん治療連携指導料<br>⑩　区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料 |